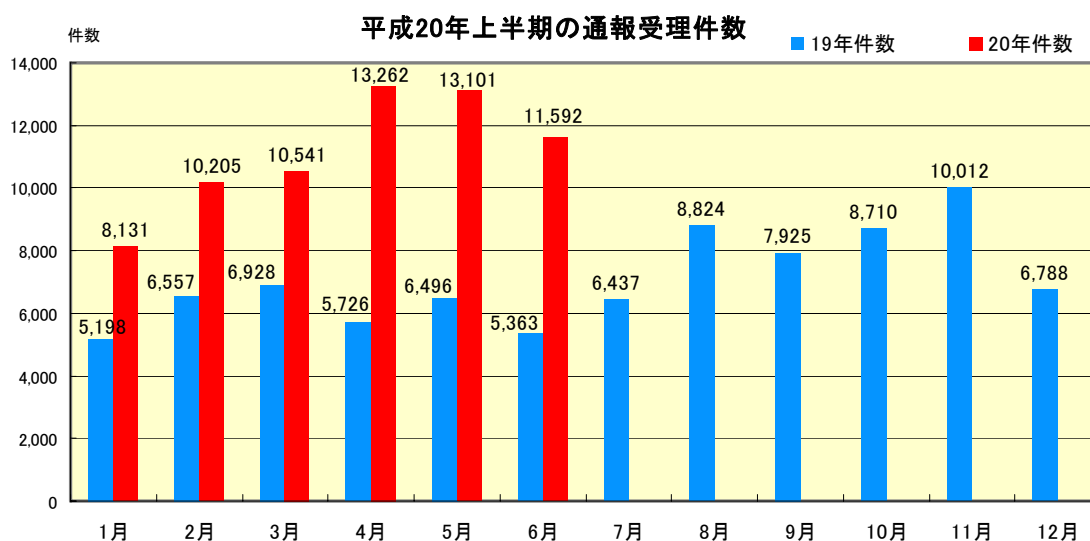


平成 20 年上半期のインターネット・ホットラインセンターの運用状況等について

財団法人インターネット協会は、警察庁から業務委託を受け平成 18 年 6 月から「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始し、インターネット上の違法情報、有害情報の通報を受理し、違法情報、有害情報についてはプロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)に削除を依頼するとともに、違法情報については警察に通報を行ってきました。

1. 受理した通報・・・総数66,832件

平成 20 年 1 月から 6 月までの 6 カ月間で、66,832 件の通報を受理しました。



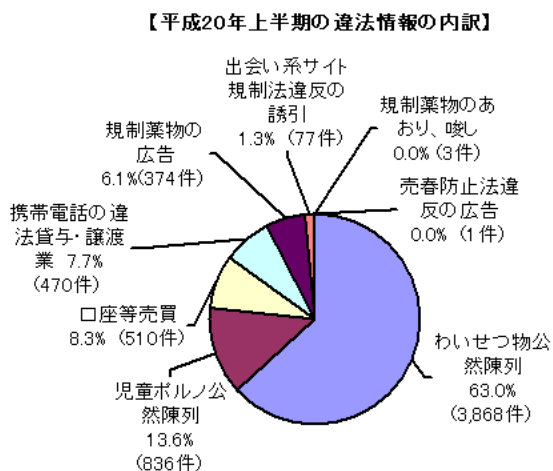
2 受理した通報の分析結果

受理した通報を、「ホットライン運用ガイドライン」

(<http://www.internethotline.jp/guideline/index.html>)に基づいて分析した結果は次の通りです。

2-1. 分析の結果、違法情報と判断した通報・・・総数6,139件

66,832件の通報の分析結果総件数は70,144件となり、そのうちの8.8%にあたる6,139件を違法情報と判断しました。そのうちの37.2%は海外のサーバーに蔵置されていました。



違法情報	分析結果件数		
	国内	海外	合計
わいせつ物公然陳列	1,886	1,982	3,868
児童ポルノ公然陳列	562	274	836
売春防止法違反の広告	1	0	1
出会い系サイト規制法違反の誘引行為	74	3	77
規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	3	0	3
規制薬物の広告	374	0	374
口座売買等の勧誘・誘引	496	14	510
携帯電話の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引	458	12	470
合計	3,854	2,285	6,139

2-2. 分析の結果、公序良俗に反する情報(有害情報)と判断した通報・・・総数 2,727件

分析結果総件数の3.9%にあたる2,727件は公序良俗に反する情報と判断しました。そのうちの43.9%は海外のサーバーに蔵置されていました。

公序良俗に反する情報(有害情報)	分析結果件数		
	国内	海外	合計
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	1,449	1,188	2,637
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度ある情報	12	5	17
人を自殺に誘引・勧誘する情報	70	3	73
合計	1,531	1,196	2,727

2-3.分析の結果、運用ガイドライン対象外と判断した通報・・・総数 61,278件

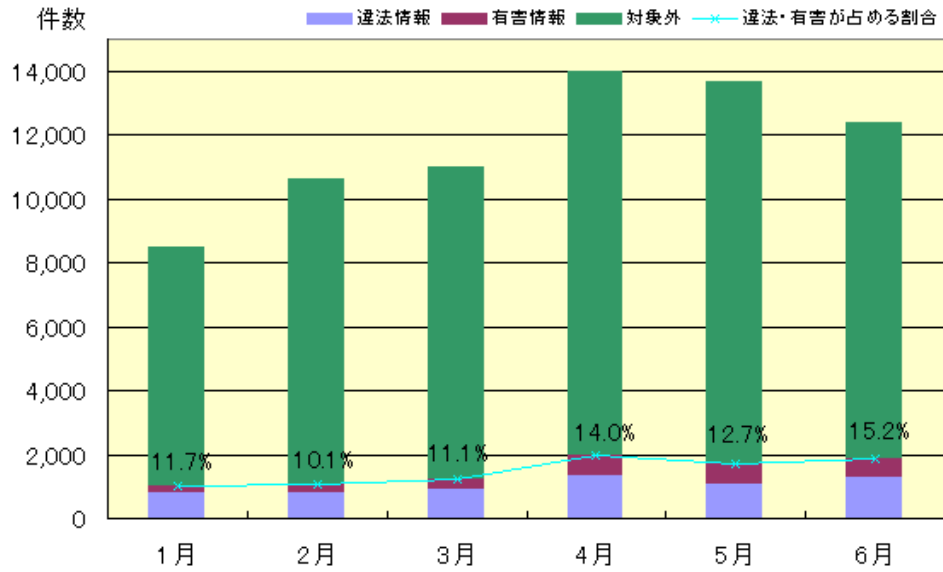
通報の多くは一般的な出会い系サイトやポルノサイトであるため、分類上もこの件数が極端に多くなる傾向があります。

ガイドライン対象外	分析結果件数
名誉毀損、誹謗中傷	44
殺害予告、爆破予告	490
知的財産侵害情報	809
上記には含まれない子供に不適切なサイト	25,762
いずれにも入らないもの	34,173
合計	61,278

2-4.分析結果全体に占める、違法情報・公序良俗に反する情報(有害情報)の割合

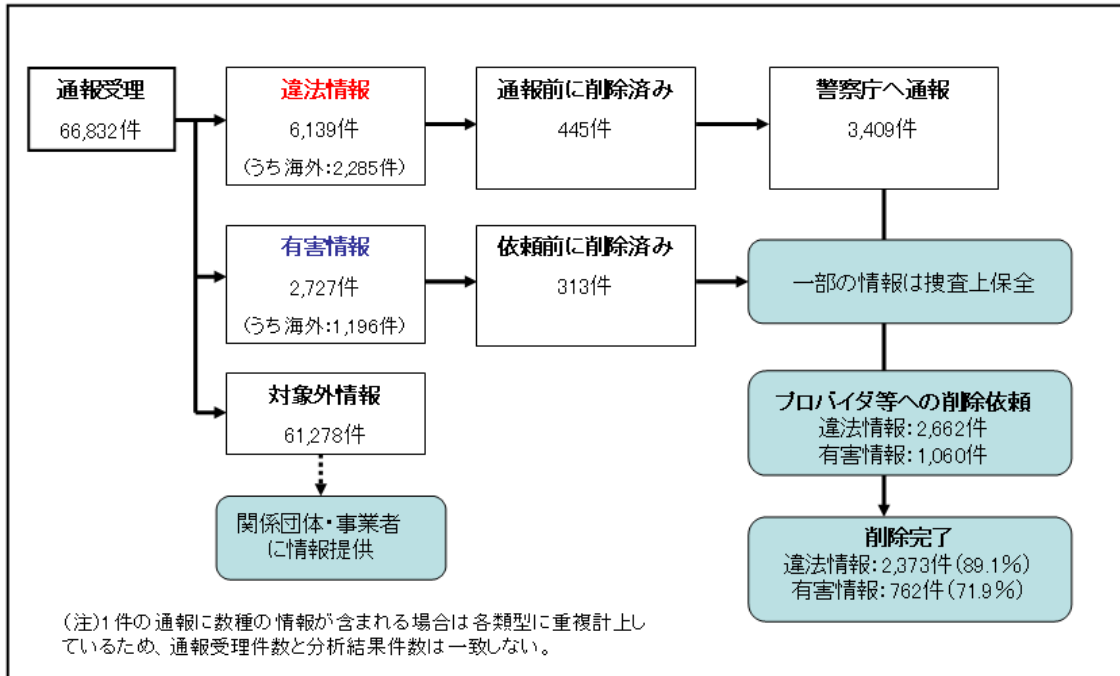
次頁の図は、運用ガイドラインに基づき分析したすべての情報のうち、違法情報又は公序良俗に反する情報(有害情報)の割合の推移を示したものです。

平成20年上半期の違法情報・有害情報比率の推移



3. 通報処理状況

平成20年1月から6月までの6カ月間で、分析結果に基づき処理した結果は次の通りです。



3-1.違法情報と判断した通報の処理結果

違法情報に該当すると判断した6,139件(うち海外2,285件)の通報のうち、3,409件を警察庁へ通報し、そのうち2,662件(捜査上保全されたものやプロバイダ等へ削除依頼を行う前に削除されたものを除く)についてプロバイダ等に対して削除を依頼しました。その結果、2,373件(89.1%)が削除されました。

違法情報	処理結果件数			
	通報前に削除	通報先		
		警察	プロバイダ等	削除完了
わいせつ物公然陳列	230	1,656	1,300	1,201
児童ポルノ公然陳列	79	483	173	160
売春防止法違反の広告	0	1	1	0
出会い系サイト規制法違反の誘引行為	5	69	55	53
規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	0	3	3	3
規制薬物の広告	45	329	305	258
口座売買等の勧誘・誘引	44	452	430	367
携帯電話の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引	42	416	395	331
合計	445	3,409	2,662	2,373

3-2.公序良俗に反する情報(有害情報)と判断した通報の処理結果

公序良俗に反する情報(有害情報)に該当すると判断した2,727件(うち海外1,196件)の通報のうち、1,060件についてプロバイダ等に対して削除を依頼しました。その結果、762件(約71.9%)が削除されました。

公序良俗に反する情報(有害情報)	処理結果件数		
	通報前に削除	通報先	
		プロバイダ等	削除完了
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	309	983	707
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度ある情報	1	10	6
人を自殺に誘引・勧誘する情報	3	67	49
合計	313	1,060	762

3-3.運用ガイドライン対象外と判断した通報の処理結果

ガイドライン対象外と判断した61,278件の通報のうち、人命保護や犯罪防止の観点から情報提供が必要と思われるものについては、関係機関へ参考情報として提供しました。

分類項目	情報提供件数	主な情報提供先
名誉毀損、誹謗中傷	0	法務省人権擁護局
殺害予告、爆破予告	62	都道府県警察
自殺予告	8	都道府県警察
知的財産侵害情報	649	権利者団体
合計	719	

4. 諸外国のホットラインとの連携

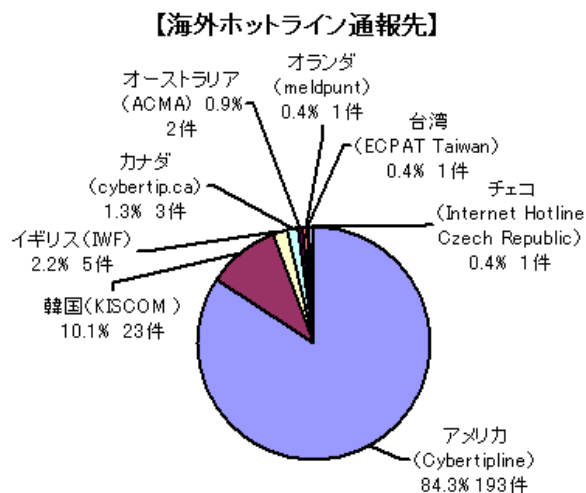
平成 19 年 3 月に、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE (International Association of Internet Hotlines) に加盟し、諸外国のホットラインと連携した違法情報への対応を推進しています。平成 20 年上半期は、加盟ホットラインへ 229 件の通報を行うとともに、191 件の通報を受理して、警察への通報や国内のプロバイダ等へ削除を依頼しました。

4-1.海外ホットラインへの通報件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
通報件数	37	58	18	28	39	49	229

4-1-1.海外ホットライン通報先

海外ホットライン	合計
アメリカ (Cybertipline)	193
韓国 (KISCOM)	23
イギリス (IWF)	5
カナダ (cybertip.ca)	3
オーストラリア (ACMA)	2
オランダ (meldpunt)	1
台湾 (ECPAT Taiwan)	1
チェコ (Internet Hotline Czech Republic)	1
合計	229



4-1-2. 通報内容内訳

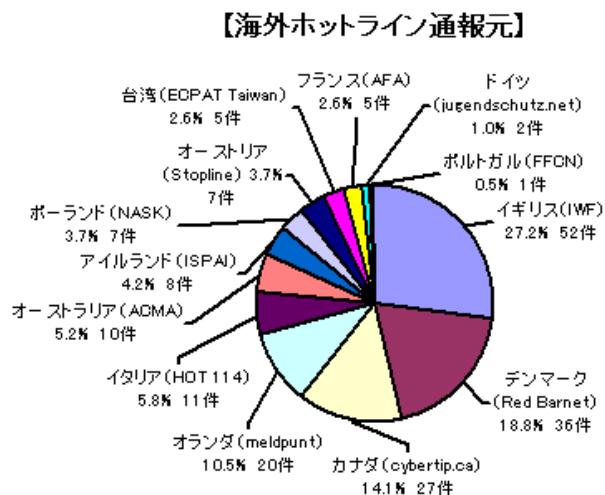
違法情報	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
わいせつ物公然陳列	0	3	11	5	1	3	23
児童ポルノ公然陳列	37	55	7	23	38	46	206
合計	37	58	18	28	39	49	229

4-2.海外ホットラインからの通報受理件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
通報受理件数	32	34	42	15	38	30	191

4-2-1.海外ホットライン通報元

海外ホットライン	合計
イギリス (IWF)	52
デンマーク (Red Barnet)	36
カナダ (cybertip.ca)	27
オランダ (meldpunt)	20
イタリア (HOT 114)	11
オーストラリア (ACMA)	10
アイルランド (ISPAI)	8
ポーランド (NASK)	7
オーストリア (Stopline)	7
台湾 (ECPAT Taiwan)	5
フランス (AFA)	5
ドイツ (jugendschutz.net)	2
ポルトガル (FFCN)	1
合計	191



4-2-2.通報内容分析結果

違法情報	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
わいせつ物公然陳列	5	8	3	5	6	3	30
児童ポルノ公然陳列	7	11	3	5	12	13	51
合計	12	19	6	10	18	16	81

以上